

煙火消費計画書

1 煙火消費計画の内容

(1) タイムスケジュール

区分	予定時刻	備考
大会本部設営	：	
煙火の現地到着	：	
合図煙火の打揚	：	
大会煙火の打揚	：	
打揚終了	：	
大会本部解散	：	

当日、未着火煙火及び黒玉の発見回収作業が終了するまで立入禁止は解除しない。

翌日、主催者の責任にて、できるだけ早い時間帯（_____時）に再度、黒玉の確認回収の作業を行う。

(2) 煙火消費の中止判断時刻

_____月_____日_____時の時点にて煙火消費最高責任者が中止を判断し、速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 煙火消費に関する警備計画

別紙 1 「警備計画書」 のとおり

2 煙火製造業者

所在地	
氏名又は名称	
電話番号	

3 煙火打揚業者

所在地	
氏名又は名称	
電話番号	
担当者	

4 煙火打揚等従事者名簿（計 人）

区分	氏名	年齢	経験年数	手帳種類	手帳番号	住所
責任者						

※1 煙火打揚等従事者名簿に変更がある場合は、速やかに変更届を提出すること。

※2 公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳の写しを添付すること。

5 煙火消費の順序

月日	煙火の種類											
	時間											
	時 分から 時 分まで											
	時 分から 時 分まで											
	時 分から 時 分まで											
	時 分から 時 分まで											
	時 分から 時 分まで											
	時 分から 時 分まで											
	計											

6 消費する火薬類の種類及び数量

別紙2「火薬類の種類及び数量」のとおり

7 小型煙火を消費する場合はその仕様書等の写し

※計画する小型煙火の製品名称、形状、火の粉の飛散範囲を明示した図面等を添付すること。

別添のとおり

8 打揚筒の固定方法を示した図

※煙火打揚業者が複数の場合であって、固定方法がそれぞれ異なる場合は、異なる方法ごとに作成すること。

別添のとおり

9 消費場所付近の見取図

※消費場所案内図、保安距離図、立入禁止区域図、警備員配置図、消火用具位置図、大会本部及び観客席位置図、打揚筒及び仕掛煙火の配置図を別紙で添付すること。各図面を同一の図面に図示できる場合は、統合の図とすることができる。

別添のとおり

1 0 煙火置場の設置状況

煙火置場を設置しない。

消費中の煙火の出し入れ、煙火置場における煙火の異常有無の点検、打揚火薬の計量及び取り付け、導火線の切断等作業、煙火と打揚煙火の組合せ等の作業を行う必要がないため。

煙火置場を設置する。

(1) 設置位置

別添「煙火置場位置図」のとおり

打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気を取り扱う場所からやむを得ない場合を除き、20m以上離れた風上とする。

ア 地形上やむを得ない場合の距離_____m

イ 地形上の特別な理由_____

ウ 距離をとることができない場合の措置_____

(2) 構造

別添「煙火置場構造図」のとおり

小屋組 防炎テント張り 車両 その他_____

(3) 火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置する。

(4) 周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒札を配置する。

(5) 煙火置場内にある煙火及び打揚火薬等は蓋のできる容器に収納し、これらに覆いをする等の措置を講ずる。

1 1 消費の方法

(1) 煙火への点火方法

遠隔点火 (電気 導火線 その他_____)

直接点火 (導火線 落とし火 焼金 その他_____)

(2) 仕掛煙火と打揚煙火との間隔

間隔20m超

間隔20m以下 (実測_____m) となるため、次のとおり必要な措置を講じる。

仕掛煙火の各打揚筒の筒口にキャップ等を取り付け、又はシートにより覆いをする等、火の粉等の侵入を防止する措置を講じる。

仕掛煙火から20m以内の場所に関係人がいないため措置不要。

(3) 打揚筒から関係人までの離隔距離

離隔距離20m以上

離隔距離20m未満 (実測_____m) となるため、次のとおり防護措置等を講じる。

なお、当該打揚筒から打ち揚げる球状煙火玉の最大直径は_____cmとする。

_____mm厚以上ポリカーボネート板_____枚 畳床_____枚

_____mm厚以上鋼板 ヘルメット着用

その他同等以上の防護措置_____

- 1 2 危険予防の方法
別紙3「危険予防の方法」のとおり

- 1 3 煙火消費保安管理組織図
別紙4「煙火消費保安管理組織図」のとおり

- 1 4 煙火消費緊急時等連絡体制図
別紙5「煙火消費緊急時等連絡体制図」のとおり

- 1 5 煙火消費に係る関係機関等の手続
※立入禁止区域の土地等の管理権限を有する者からの許可書又は承諾書等の写しを添付すること。
別紙6「煙火消費に係る関係機関等の手続」及び別添「許可書又は承諾書等の写し」のとおり

- 1 6 同意書の写し（保安距離内に、市の基準を満たした保安物件がある場合に限る。）
※立入禁止、防火対策及び消火体制の遵守等を記載した保安物件権利者からの同意書の写しを添付すること。
別添「同意書の写し」のとおり

【添付書類】

- 1 小型煙火の仕様書等の写し（計画する小型煙火の製品名称、形状、火の粉の飛散範囲を明示した図面等）（小型煙火を消費する場合に限る。）
- 2 打揚筒の固定方法を示した図（煙火打揚業者が2複数の場合であって、固定方法がそれぞれ異なる場合は、異なる方法ごとに作成すること。）
- 3 消費場所付近の見取図（消費場所案内図、保安距離図、立入禁止区域図、警備員配置図、消火用具位置図、大会本部及び観客席位置図、打揚筒及び仕掛煙火の配置図を添付すること。各図面を同一の図面に図示できる場合は、統合の図とすることができる。）
- 4 公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳の写し
- 5 煙火置場の位置図及び構造図（煙火置場を設置する場合に限る。）
- 6 土地等の管理権限を有する者の許可書又は承諾書等の写し（立入禁止区域の土地等が主催者でない第三者所有の場合に限る。）
- 7 保安物件権利者の同意書の写し（保安距離内に、市の基準を満たした保安物件がある場合に限る。）
- 8 花火大会実施計画書及び花火大会プログラム（作成している場合に限る。）

別紙 1

警備計画書

1 警備日時

年 月 日 () 時 分 から
年 月 日 () 時 分 まで

(立入禁止区域の解除は消費終了後、安全が確保された後とする。)

2 警備場所

別添 (警備員配置図、立入禁止区域図、保安距離図) のとおり

3 警備人員

主催者 _____ 人
警備会社 _____ 人
_____ 人
_____ 人
_____ 人

4 警備方法

- (1) 交通規制を実施し、立入禁止区域への車輛等の進入を禁止する。
- (2) 立入禁止区域の主要箇所に警備員を配置し、立入禁止区域に観客が立ち入らないよう警備する。
- (3) 煙火消費中は、煙火打揚等従事者以外の者が立入禁止区域に立ち入らないよう警備する。
- (4) 煙火消費終了後の安全確認中は、煙火打揚等従事者及び市の確認を受けた関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入らないよう警備する。
- (5) 立入禁止区域の境界は「立入禁止」等の標識を付けたロープを張り、進入口には看板又は柵を設置する。
- (6) 煙火準備作業中は、煙火打揚等従事者及び市の確認を受けた関係者以外の者が保安距離内に立ち入らないよう警備する。

別紙2 (その1)

火薬類の種類及び数量 (打揚煙火・スターマイン)

区分	種類	数量	打揚火薬量	特記事項		
打揚煙火	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	号玉	ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
	スターマイン (計 台)	号玉	ぽか物	個	× g = kg	
			割物	個	× g = kg	
		号玉	ぽか物	個	× g = kg	
			割物	個	× g = kg	
号玉		ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
号玉		ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
号玉		ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
号玉		ぽか物	個	× g = kg		
		割物	個	× g = kg		
合計		煙火玉数量	個	打揚火薬量	kg	

別紙2 (その2)

火薬類の種類及び数量 (その他の煙火)

区分	種類	商品名	※消費方法による分類	数量(個・台)	特記事項
その他の煙火					

- 備考 1 ※印欄は、種類が小型煙火の場合に次表の分類欄からA・B・C・Dのいずれかを選択し記載すること。
 2 計画する小型煙火は、製品の名称、形状、火の粉の飛散範囲等を明示した資料を添付すること。

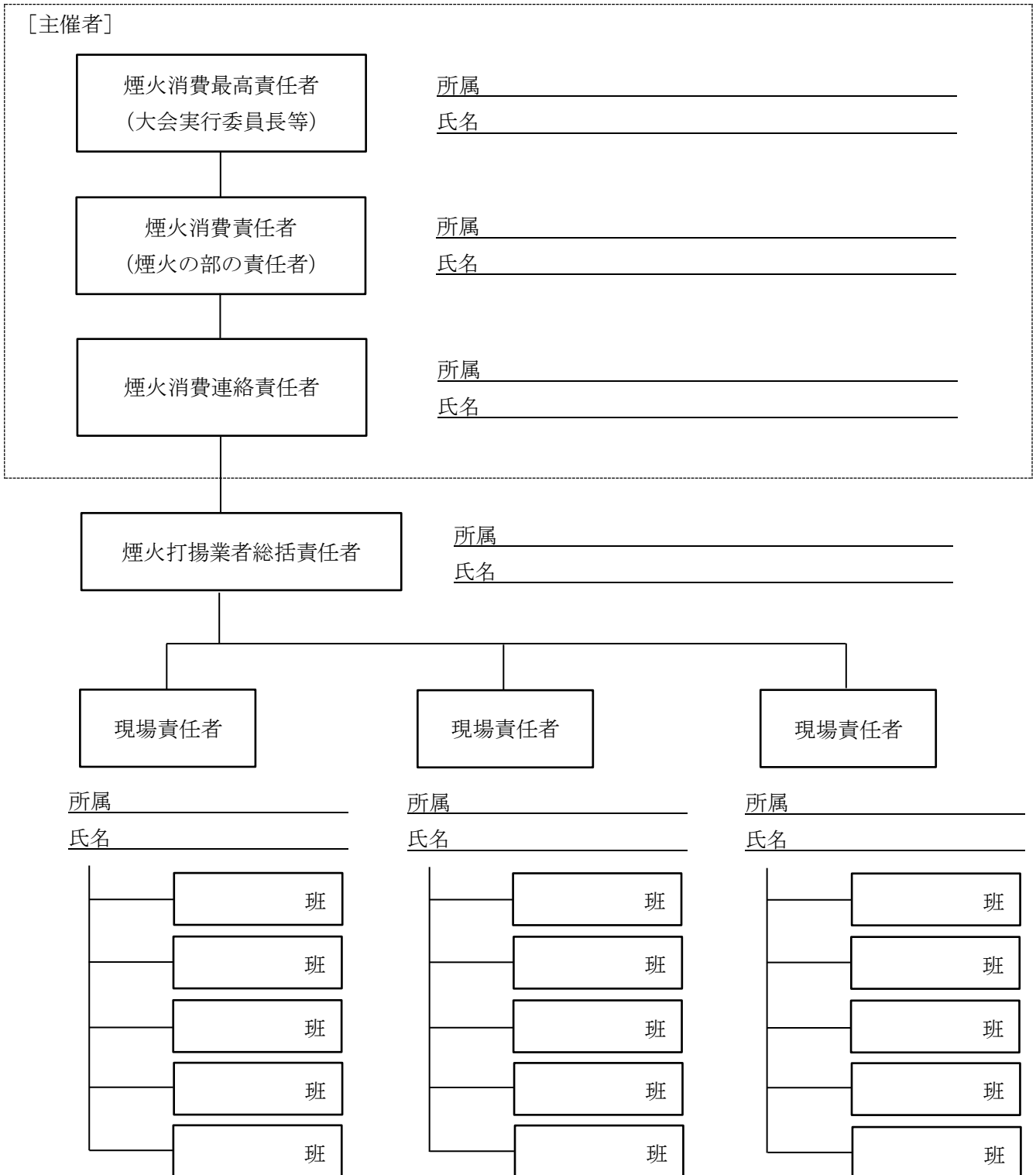
小型煙火の種類	燃焼の仕方	分類	保安距離
噴出、回転、推進、及び音・光(噴水、火車、爆竹、縄火等)で発射薬を使用しないもの	設置固定した場所から動かないもの	A	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。ただし、20m未満の場合は最小距離20m以上を確保する。
	限定された範囲内で推進、飛翔するもの	B	
球状若しくは円筒形の星等(乱玉、トラ、花束等)及び球状若しくは円筒状の煙火部品(小割、音、飛翔、笛等)を発射薬を使用して連続的に打ち揚げるもの	星等を打ち揚げて、二次点火しないもの	C	
	煙火部品(内筒等)を打ち揚げて、二次点火するもの	D	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。ただし、その距離が40m未満の場合は最小距離40m以上を確保する。

備考 最大飛散距離とは、消費地点と火の粉等の飛散物が到達する地点を結ぶ最大水平距離のこと。

危険予防の方法

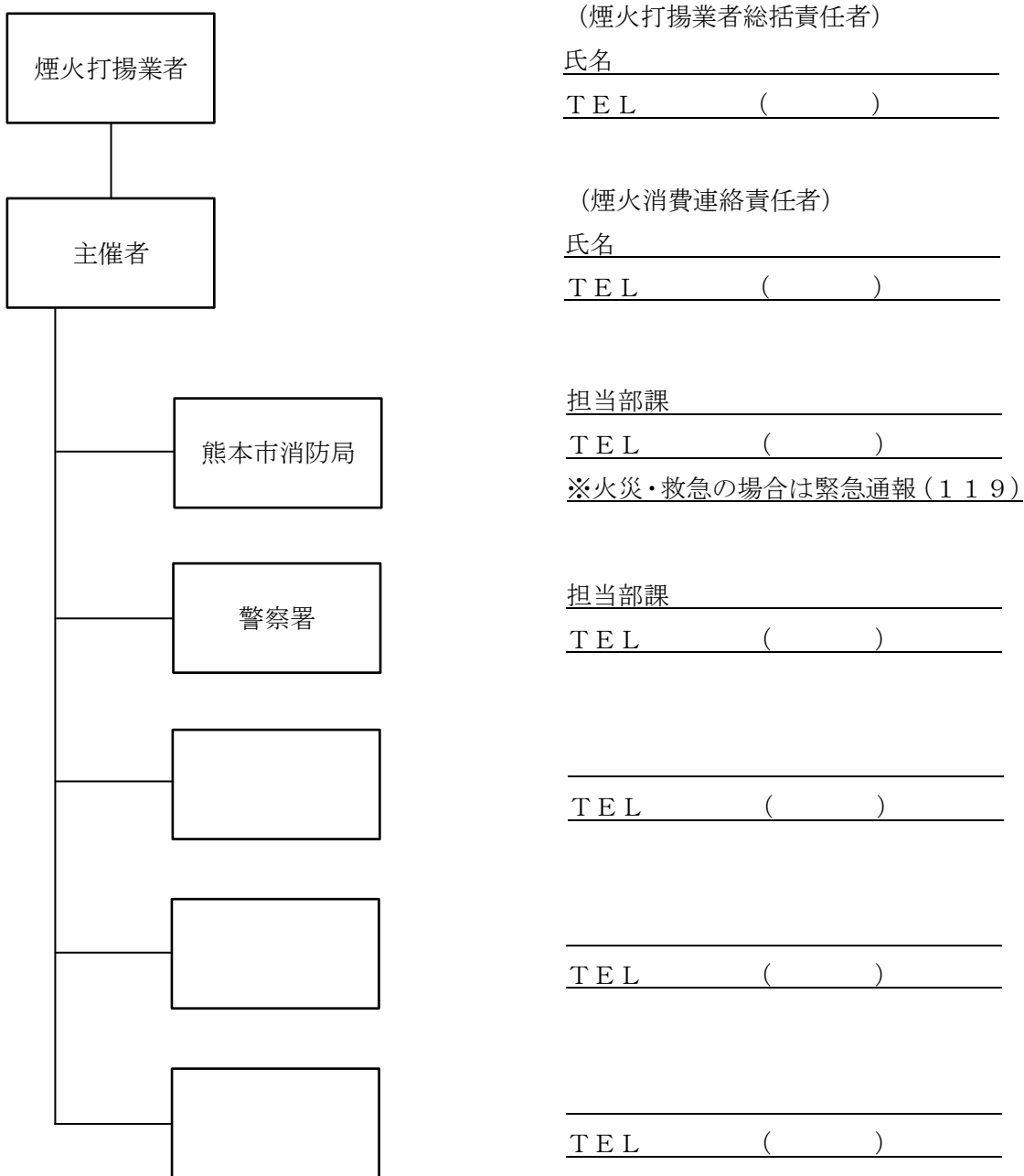
- 1 煙火打揚等従事者は、公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を有する者とする。
- 2 立入禁止区域を設定するとともに、立入禁止区域に観客が立ち入らないための防護柵（カラーコーン、ロープ、バリケード等）を設ける。
- 3 煙火の消費場所を含む地域に暴風警報が発令されているとき、又は、煙火の消費場所において地上風速7m以上の強風が10分間以上継続して吹いている場合は煙火消費を中断又は中止する。
- 4 立入禁止区域の安全が確認でない場合は、煙火消費を行わない。
- 5 煙火を運搬するときは、衝撃に対して安全な措置を講ずる。
- 6 煙火は使用前に検査し、異常のあるものは使用しない。
- 7 煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外には、火薬類を存置しない。
- 8 その打揚げに必要な煙火は、打揚筒の設置場所に携行しない。
- 9 打揚筒の設置場所に携行した煙火は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋又は覆いをする。
- 10 煙火の消費中は、打揚火薬の計量をしない。
- 11 煙火の消費場所付近に消火用水を備える等、消火のための準備をする。
- 12 煙火打揚等従事者は、酒気を帯びさせない。
- 13 煙火打揚等従事者は、ヘルメットを着用する。
- 14 未着火煙火及び黒玉が出た場合は、すみやかに回収し処理する（筒内における不発は、多量の水を注入し、黒玉や燃え残りの星等は、速やかに回収し水に浸す。）。
- 15 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を清掃する。
- 16 落雷の危険のあるときは、点火玉及び電気導火線に係る作業を中止する等の措置を講ずる。
- 17 煙火を煙火置場から出し入れする際は、火の粉が入らない状況を確認してから煙火の覆いシート等を開く。
- 18 その他、火薬類取締法施行規則第56条の4に規定する「煙火消費の技術上の基準」を遵守する。

煙火消費保安全管理組織図



- ※ 複数の煙火打揚業者が消費する場合は、煙火打揚業者総括責任者を選任し、業者ごとに現場責任者を選任すること。
- ※ 現場責任者は、煙火打揚業者総括責任者の指示に基づいて進行管理に努め安全に消費されるよう各班担当責任者を指揮する。
- ※ 消費の規模により、保安上支障がない場合には、煙火消費責任者と煙火消費連絡責任者、現場責任者と各班責任者を兼務することができる。

煙火消費緊急時等連絡体制図



- 備考
- 1 煙火打揚業者総括責任者を選任しない場合は、現場責任者を連絡責任者とすること。
 - 2 天候上の理由等で延期又は中止の場合は、早めに打合せて決定し、緊急時等連絡体制に基づき各関係機関に連絡すること。
 - 3 煙火消費会場においては、連絡をスムーズに行うため大会本部の所在を明確にし、トランシーバーや携帯電話等を使用すること。
 - 4 煙火消費中に事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに緊急時等連絡体制に基づいて各関係機関に通報すること。

煙火消費に係る関係機関等の手続

立入禁止区域への立入禁止措置を確実に実施するためには、立入禁止区域に存する主催者以外の第三者が所有する土地、道路、水域等について、事前にその関係機関等からの煙火消費に係る許可又は承諾等を得ておく必要があります。このことから、以下の内容に該当する場合は、別途申請等を必要とする場合がありますので、関係機関等に問い合わせの上、必要に応じて手続を取ってください。（これ以外にも調整が必要な場合があります。）

（ 年 月 日現在）

内容	手続の種類	手続先	手続状況
道路を占用する場合	道路使用許可申請 ※道路交通法第 77 条第 1 項関係	管轄の警察署	
	道路占用許可申請 ※道路法第 32 条関係	道路を管理する 国、県又は市町村 の担当窓口	
河川敷等を占用する場合	占用許可申請 ※河川法第 24 条関係	河川区域を管理する 国、県又は市町村 の担当窓口	
港湾施設を占用する場合 水域（公共空地）を占用する場合	港湾施設の使用許可申請 水域（公共空地）の占用許可申請 ※港湾法第 37 条関係	水域・港湾施設を 管理する県又は市 の担当窓口	
漁港施設を占用する場合	占用・使用許可申請	漁港施設を管理する 漁港事務所	
打揚げ場所が航空機飛行に影響 のある地域の場合	航空法第 99 条の 2 に基づく許可 申請・通報	熊本空港事務所	
海域を占用する場合	港則法、海上交通安全法に基づく 許可申請・届出	熊本海上保安部	
公園を占用する場合	公園内行為許可申請 公園占用許可申請	公園を管理する県 又は市町村の担当 窓口	
主催者でない第三者が所有する 土地を占用する場合	承諾書	土地の所有者等	

備考 1 手続が必要ない場合は、手続状況欄に「該当なし」と記載してください。

2 許可書又は承諾書等の写しを添付してください。なお、手続が完了していないものについては、後日提出してください。